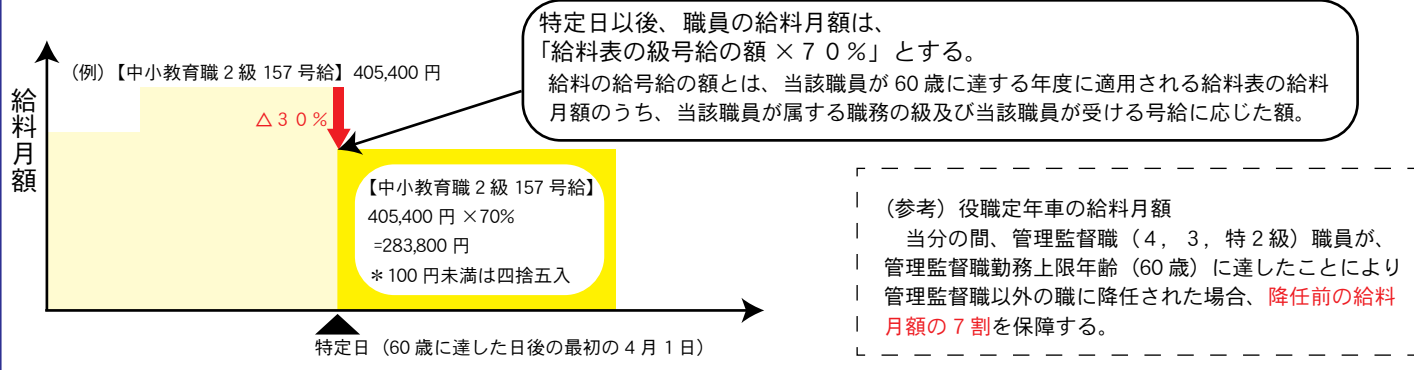


60歳に達した職員の給与について(中小教育職)

1 給料月額

当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後、「7割水準」とする。

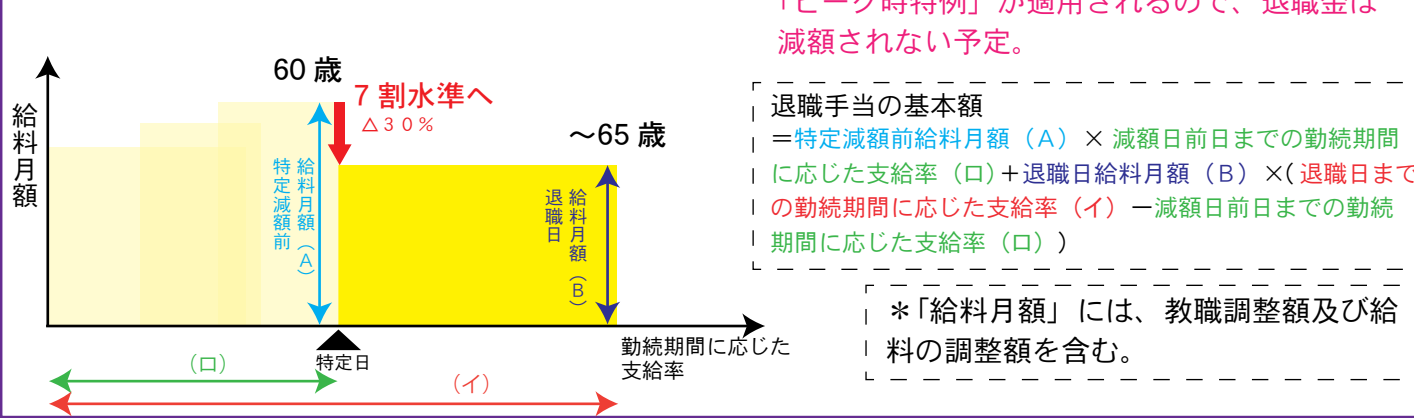


2 その他の給与

- 上記1の給料月額(7割水準)に連動するもの **増額**
教職調整額 地域手当 期末手当 勤勉手当 へき地手当(準ずる手当も含む) 特殊勤務手当(夜間学級担当手当に限る)
 - 特定日前の7割水準とするもの **やや減額**
給料の調整額 義務教育等教員特別手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当
 - 特定日前と変わらないもの **増額**
扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 宿日直手当 特殊勤務手当(上記以外)
- トータルで考えると再任用での雇用に比べて、3割カットの方が、**増額**になる。

1 退職手当

- 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。
- 特定日以後、給料月額が7割水準となる場合、管理監督職上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合、いずれも「**ピーク時特例**」が適用される。



9月 業務抄

- 3日 高知県教職員団体連合会60周年記念大会(高知市)
- 6日 高学協役員会
- 8日 第5回教育問題審議委員会 Web会議
- 10日 第2回給与法制局会議
- 16日 丸教協(丸亀市) 評議員会 木教協(三木町) 評議員会
- 20日 予算要望事前打ち合わせ
- 21日 小教職会 評議員会
- 22日 坂教職会 評議員会 木教協 三木町教委への要望
- 24日 全日教連教問審(東京)
- 28日 第6回中央要請行動(東京)
- 30日 幼児教育部会(教育会館)

会員の声

今日は、定年延長に関する内容を中心に記事にさせていただきました。内容に関しての質問・御意見をいただきたいと思っております。下のQRコードを読み取って、送信して下さい。抽選で、図書カードをプレゼントいたします。

(会員から)4月から連載されている、「特別じゃない特別支援教育」拝読させていただいています。9月号に書かれていた、「どうすれば伝わるのか」を意識せずに「話せば伝わるものだ」と思い込んでいる自分に、はっとさせられました。伝える側の理屈だけで押し通していたことに反省させられました。大変参考になります。これからも楽しみにしています。【ありがとうございます。参考にしていたら幸いです。図書カードプレゼントいたします。】



5 暫定再任用制度

定年が段階的に引上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、**現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する(勤務時間等は、現行の再任用制度と同様とする)。**

6 情報提供・意思疎通確認制度

任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

地方公務員の定年引上げのイメージ(令和5年・2023年)4月1日改正法施行(65歳まで2年に1歳引上げ)

生年月日(西暦)	定年退職日	定年年齢(年度末)	年金支給開始期間	定年後の無年金期間	定年年齢														
					60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳				
					R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R9年度(2027)	R10年度(2028)	R11年度(2029)	R12年度(2030)	R13年度(2031)	R14年度(2032)			
S31.4.2~S32.4.1(1956)	H29.3.31(H28年度末)	62歳	2年	再任用65歳															
S32.4.2~S33.4.1(1957)	H30.3.31(H29年度末)	63歳	3年	再任用64歳	再任用65歳														
S33.4.2~S34.4.1(1958)	H31.3.31(H30年度末)	60歳	63歳	再任用63歳	再任用64歳	再任用65歳													
S34.4.2~S35.4.1(1959)	R2.3.31(R1年度末)	64歳	4年	再任用62歳	再任用63歳	再任用64歳	再任用65歳												
S35.4.2~S36.4.1(1960)	R3.3.31(R2年度末)	65歳	5年	再任用61歳	再任用62歳	再任用63歳	再任用64歳	再任用65歳											
S36.4.2~S37.4.1(1961)	R4.3.31(R3年度末)	60歳	59歳	60歳定年	再任用61歳	再任用62歳	再任用63歳	再任用64歳	再任用65歳										
S37.4.2~S38.4.1(1962)	R5.3.31(R4年度末)	61歳	5年	59歳	60歳定年	再任用61歳	再任用62歳	再任用63歳	再任用64歳	再任用65歳									
S38.4.2~S39.4.1(1963)	R7.3.31(R6年度末)	62歳	4年	58歳	59歳	60歳	61歳定年	再任用62歳	再任用63歳	再任用64歳	再任用65歳								
S39.4.2~S40.4.1(1964)	R9.3.31(R8年度末)	63歳	3年	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳定年	再任用63歳	再任用64歳	再任用65歳							
S40.4.2~S41.4.1(1965)	R11.3.31(R10年度末)	64歳	2年	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳定年	再任用64歳	再任用65歳						
S41.4.2~S42.4.1(1966)	R13.3.31(R12年度末)	65歳	1年	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳定年	再任用65歳					
S42.4.2~S43.4.1(1967)	R15.3.31(R14年度末)	65歳	0年	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳定年				

▲ 定年退職者なし ▲ 定年退職者なし ▲ 定年退職者なし ▲ 定年退職者なし ▲ 定年退職者なし

■ 暫定再任用へ採用されたものと見なし任期を継承 ■ 暫定再任用職員 ■ 定年前再任用短時間勤務が可能

今月ここがポイント!

プラスのストローク

特別じゃない特別支援教育を④がまぐち先生

私たちが社会的な生活をする上で、人との接触から得られる刺激をストロークと呼びます。このストロークにはプラスのストロークとマイナスのストロークがあります。

「こんにちは」「おはよう」などの挨拶、あるいは「好きです」「素晴らしい」などの肯定的な言葉は、すべてプラスのストロークです。反対にマイナスのストロークとは、受け取った相手を不快な気持ちにさせるものです。「きらい」「出て行け」「あつちへ行け」などの、相手を傷つけたら怒りをぶついたりする言葉がそれにあたります。

大切なのは、これらは自分で言っても、他人が言っているのを聞いても【貯金】されていくと言うことです。

そして【貯金】はその人の言動に現れていくのです。

クラスの子どもたちが、プラスのストロークを与え合う環境を作るといふ視点での仲間作りって大切だと思っていませんか。